

許認可等の内容	社会教育のための学校の施設利用の許可		
根拠法令及び条項	社会教育法第 45 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>社会教育とは、法第 2 条により、学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して組織的な教育活動（体育及びリクリエーション活動を含む。）をいう。</p> <p>本市では鳥取市小学校及び中学校の施設の開放に関する規則により、社会教育のうち、スポーツ・リクリエーション活動の場所としての利用を認めており、学校教育に支障のない限り学校施設の利用許可をする。</p> <p>ここで、「学校教育に支障がある場合」とは、次のような場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校の課外活動を行う場合 (2) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を指示し、又はこれに反対するための利用その他政治活動のための場合 (3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための場合 (4) 専ら営利を目的とするための場合 (5) 利用者が、指導員又は管理員の指示に従わないことが明らかな場合 			